

令和7年度 三重県社会福祉法人 運営研修会（動画4）

2 (3) 社会福祉施設指導監査における指摘事項について

3 (1) 社会福祉法人認可申請ハンドブックについて

2(3) 社会福祉施設指導監査 における指摘事項について



2(3)社会福祉施設指導監査における指摘事項について

・ここでは、三重県が実施した社会福祉施設指導監査（児童福祉施設、老人福祉施設、障害者支援施設等）における指摘事項のうち、特に伝えたい指摘事項の事例とその留意点をご説明します。



2(3) 社会福祉施設指導監査における指摘事項について

- ① 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正にあわせ、貴法人の「育児・介護休業等に関する規則」を改訂すること。
- ② 年次有給休暇が10日以上付与される職員（使用者を除く）については年5日以上取得が義務づけられているため、計画的に年次有給休暇を取得させるよう努めること。
- ③ 時間外勤務協定（36協定）について、協定の有効開始予定日より前に労働基準監督署に届け出ること。
- ④ 消火訓練及び避難訓練を実施するときの消防機関への事前通報を年2回以上行うこと。



①「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（育児・介護休業法）の改正にあわせ、貴法人の育児・介護休業等に関する規則（規程）を改訂すること。

○令和3年6月に育児・介護休業法が改正

【令和4年4月1日施行】

・有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和 等

【令和4年10月1日施行】

・育児休業の分割取得

・男性の育児休業取得促進のための子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組み（産後パパ育休（出生時育児休業））の創設

⇒育児・介護休業等について規定する貴法人の規則（規程）においても改訂する必要があります。



⇒厚生労働省のホームページに掲載していますので、育児・介護休業等について規定する貴法人の規則（規程）において、改訂する際、参考にしてください。

育児・介護休業法に関するお問い合わせは、三重労働局雇用環境・均等室へ

育児・介護休業法について（厚生労働省ホームページ）

URL：<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

育児・介護休業等に関する規則の規定例（同上）

URL：

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000103533.html>



②年次有給休暇が10日以上付与される職員については年5日以上取得が義務づけられているため、計画的に年次有給休暇を取得させるよう努めること。

（根拠法令等：労働基準法第39条第7項及び第8項）

○労働基準法の改正により、2019年4月から、全ての施設等において、年10日以上年次有給休暇が付与される労働者（管理監督者を含む）に対して、年次有給休暇の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させることが義務付けられています。

⇒計画的に年次有給休暇を取得させるよう努めていただきますよう、お願いします。

○参考

- ・「働き方・休み方改善ポータルサイト」内「年次有給休暇取得促進特設サイト」

URL：<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>

※福祉関係における取組・参考事例等も掲載されています。

- ・「年5日の年次有給休暇の確実な取得わかりやすい解説」（厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署）

URL：<https://www.mhlw.go.jp/content/000463186.pdf>



③時間外勤務協定（36協定）について、協定の有効開始予定日より前に労働基準監督署に届け出ること。

（根拠法令等：労働基準法第36条第1項）

労働基準法第36条第1項

使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、厚生労働省令で定めるところによりこれを行政官庁に届け出た場合においては、第32条から第32条の5まで若しくは第40条の労働時間（以下この条において「労働時間」という。）又は前条の休日（以下この条において「休日」という。）に関する規定にかかわらず、その協定で定めるところによつて労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。



③時間外勤務協定（36協定）について、協定の有効開始予定日より前に労働基準監督署に届け出ること。
（根拠法令等：労働基準法第36条第1項）

⇒36協定で有効期間を定めて、その開始予定日前に締結しているにもかかわらず、労働基準監督署への届出の遅滞により、その有効開始予定日を超えた日に受付、適用開始となっていたケースが見受けられます。

適用開始日より前は当該協定の内容が無効となりますので、ご注意ください。



④消火訓練及び避難訓練を実施するときの消防機関への事前通報を年2回以上行うこと。

（根拠法令等：消防法施行規則第3条第10項及び第11項）

○消防法施行規則第3条第10項において、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、救護施設、乳児院、障害児入所施設、障害者支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設等の防火管理者は、消火訓練及び避難訓練を年2回以上実施しなければならないとされています。

また、消防法施行規則第3条第11項において、第10項の消火訓練及び避難訓練を実施する場合には、あらかじめ、その旨を消防機関に通報しなければならないとされています。



④消火訓練及び避難訓練を実施するときの消防機関への事前通報を年2回以上行うこと。

（根拠法令等：消防法施行規則第3条第10項及び第11項）

⇒前記施設については、消防法上年2回以上の消火訓練、避難訓練を実施する必要があり、その場合は、消防機関にあらかじめ通報する必要があります。

ただし、児童福祉施設については、「三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」により、少なくとも毎月1回は、避難訓練及び消火訓練を行う必要がありますが、消防機関への事前の通報については、年2回以上行ってください。



その他の指摘事項

- みなさんもお承知のとおり、高齢者施設、障害者施設、保育所等での施設従事者等による利用者への虐待が報道されており、施設における虐待防止に向けた取り組みが求められているところです。
- 指導監査でも、虐待については、施設の種別に関係なく必ず確認している項目であり、指摘となる事例が少なからずあります。
- 各施設に置かれましては、虐待防止のための体制整備（指針の整備等）や、職員の意識向上（研修の実施等）に努めていただき、虐待防止に向けて取り組んでいただくようお願いいたします。



3 その他

(1) 社会福祉法人認可申請 ハンドブックについて



3 その他

(1) 社会福祉法人認可申請ハンドブックについて

○掲載内容

・社会福祉法人とは、社会福祉法人の機関、社会福祉法人の資産、社会福祉法人認可申請手続き、設立認可後に必要な手続き、定款変更認可申請手続き、基本財産処分手続き、合併手続き、社会福祉法人現況報告等

→定款変更や基本財産処分については、必ず予め所轄庁に協議したうえで、所定の手続きを行ってください。

(事後的な申請は厳禁)



3 その他

(1) 社会福祉法人認可申請ハンドブックについて

○令和7年度ハンドブック改訂内容

- ・社会福祉法等関係法令の改正施行に伴い、「主な第2種社会福祉事業」に係る事業名等を追加しました。
- ・県の組織改正に伴い、「主な第2種社会福祉事業」の各社会福祉事業に係る県庁担当課名を変更しました。
- ・県所轄庁子ども・福祉部福祉監査課の県庁4階から合同ビル2階への移転に伴い、表紙等に記載の郵便番号、住所、ファクス番号を改訂しました
- ・関連資料について、改訂されている資料は、更新しました。

